

京都 FG with DX Connect Gate ご利用規定

第1条（目的）

「京都 FG with DX Connect Gate ご利用規定」（以下「本規定」といいます。）は、TIS 株式会社（以下「TIS 社」といいます。）の請求書支払サービス「DX Connect Gate」（以下「本サービス」といいます。）について、TIS 社の販売パートナーである株式会社京都銀行（以下「当行」という。）を通じて申込みが行われる場合に、本サービスの利用申込者（以下「申込者」といいます。）、本サービスの利用契約者（以下「契約者」といい、申込者と併せて「利用者」といいます。）および当行との間で適用される事項を定めることを目的とします。

なお、本サービスに関して、本規定に定めのない事項については、TIS 社が定める「DX Connect Gate 利用約款」により、取り扱われるものとします。

第2条（申込み）

1. 申込者は、TIS 社が定める「DX Connect Gate 申込書」および当行所定の書類により、本サービスの申込みを行うものとします。
2. 当行は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、申込みを受け付けない場合があります。
 - （1）申込内容に不備、虚偽または記載漏れがある場合
 - （2）申込者が当行の求める資料の提出やその他必要な対応を行わない場合
 - （3）その他、当行が不適当と合理的に判断した場合
3. 当行が申込みを受け付けない場合であっても、当行はその理由を開示する義務を負わないものとします。
4. 申込者は、本規定の内容を十分に理解した上で、自らの判断と責任において、本サービスの申込みを行うものとします。
5. 申込者による本サービスの申込に応じるか否かは、TIS 社の判断によるものとします。

第3条（当行の役割及び責任）

1. 当行は、本サービスに関し、次の各号に規定する事務を行うものとします。
 - （1）申込者からの申込の受付
 - （2）申込者の申込により受領した書類のうち TIS 社が必要とするものの TIS 社に対する提供
 - （3）本サービスに関する利用者からの問い合わせへの対応
2. 利用者は、本サービスの提供は TIS 社が行うものであり、当行が行うものではないことを確認するものとします。
3. 当行は、TIS 社による利用者に対するサービスの提供や品質を保証するものではなく、利用者は、TIS 社によるサービスの提供や品質は TIS 社の責任事項であることを確認するものとします。

第4条（サービス料金とその支払い）

1. 契約者は、当行に対して、本サービスのサービス料金を、当行所定の条件で支払うものとします。
2. 当行は、本サービスのサービス料金を、毎月、あらかじめ指定された引落口座から引き落とします。
3. 前項のサービス料金の引落としにあたっては、当行の普通預金規定（京銀総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書等の提出は不要とし、当行所定の方法

により取扱います。

4. 当行は、本サービスのサービス料金を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。

第5条（データの取扱い）

1. 利用者は、利用者が本サービスの申込および利用に際して TIS 社に対して提供した情報（以下「利用者情報」といいます。）について、当行が TIS 社から提供を受け、「DX Connect Gate 利用約款」第 17 条および「DX Connect Gate」個人情報の取り扱いについて」に規定する目的のために必要な範囲で利用するほか、次に掲げる業務および目的の達成に必要な範囲で利用することに同意するものとします。なお、当行は銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

業務	① 預金業務、融資業務、為替業務、外国為替業務、両替業務およびこれらに付随する業務 ② 公共債窓販業務、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ③ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
目的	① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく際の資格、要件を満たしているかの確認のため ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため ⑤ 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため ⑥ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため ⑦ 利用者に対し、証券業務にかかる取引結果、預り残高等の報告を行うため ⑧ 与信業務に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため ⑨ 適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に委託するため ⑩ 適切な業務の遂行に必要な範囲で共同利用を行うため ⑪ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため ⑫ 利用者との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ⑬ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため ⑭ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため ⑮ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため ⑯ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため ⑰ その他、利用者とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

2. 当行は、前項の「利用目的」第 14 号および第 15 号に規定する利用目的のうち、当行の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内および提携先の宣伝物・印刷物の銀行発送物への同封等による送付について、利用者から利用者情報の利用停止の申出があったときは、遅滞なくこれに応じ、以降の当該目的での利用を停止する措置を講じます。
3. 前項の利用停止手続については、利用者の取引店に連絡のうえ当行所定の方法により行うものとし、当行は遅滞なくこれに応じます。
4. 利用者が本サービスの申込および利用に際して TIS 社に対して提供する情報に、利用者の役員または従業員（以下「役職員」といいます。）の情報が含まれる場合、利用者は、当該役職員から、当該情報を、本条第 1 項に規定する目的で当行が利用することの同意を得るものとします。

第6条（免責）

当行は、利用者が本サービスを利用することに伴い被った損害（請求書の読取における不具合、請求書データのインターネットバンキングサービスへの連携における不具合によるものなどを含みますが、これらに限られません。）について、一切の責任を負わないものとします。

第7条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、当行に対し、自己または自己の役員および経営に実質的に関与している者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）反社会的勢力に対して、資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、当行に対し、自己または自己の役員および経営に実質的に関与している者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
3. 当行は、利用者が第1項、第2項に違反したことにより損害を被った場合、利用者に対し、当該損害について損害賠償を請求できるものとします。

第8条（規定の変更）

本規定は、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知するものとします。

第9条（準拠法・合意管轄）

本規定の準拠法は日本法とします。本規定にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条（協議事項）

本規定の解釈に疑義が生じた事項については、当行、利用者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

以上